

「令和8年度版 賃貸不動産管理の知識と実務」正誤表

下記に内容に誤りがありましたので、謹んで、訂正させていただきます。

頁数	内容	修正後	修正前
935	第7編第6章Ⅶ税金5(1)固定資産税 表中2行目	・居住部分の課税床面積が一戸につき次の面積であること <u>令和8年3月31日までに新築:50㎡以上280㎡以下(一戸建て以外の貸家住宅は40㎡以上280㎡以下)</u> <u>令和8年4月1日以後に新築:40㎡以上240㎡以下</u>	・居住部分の課税床面積が一戸につき40㎡以上240㎡以下であること(貸家住宅の場合は、一戸につき40㎡以上280㎡以下)

2026.06.29現在